

# 第 23 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 1 日)

平成 20 年 9 月 9 日 (火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
	欠 席 者 ( 名 )			
遅 刻 者 ( 名 )				
早 退 者 ( 名 )				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 発議第 6 号 佐用町議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 . 発議第 7 号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第 6 . 議案第 73 号 佐用町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 . 報告第 2 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 8 . 議案第 74 号 佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 . 議案第 75 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第 76 号 佐用町昆虫館条例の制定について
- 日程第 11 . 議案第 77 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 . 議案第 78 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 . 議案第 79 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 . 議案第 80 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 15 . 議案第 81 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 16 . 議案第 82 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 17 . 議案第 83 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 18 . 議案第 84 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 19 . 議案第 85 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 20 . 議案第 86 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 21 . 議案第 87 号 不動産売買契約の締結について
- 日程第 22 . 議案第 88 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 23 . 認定第 1 号 平成 19 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 . 認定第 2 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 . 認定第 3 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 . 認定第 4 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 . 認定第 5 号 平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 . 認定第 6 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 . 認定第 7 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 . 認定第 8 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 . 認定第 9 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 32 . 認定第 10 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 33 . 認定第 11 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 34 . 認定第 12 号 平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 35 . 認定第 13 号 平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 36 . 認定第 14 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 37 . 認定第 15 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計決算の認定について  
日程第 38 . 監査報告について  
日程第 39 . 同意第 4 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について  
日程第 40 . 同意第 5 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について  
日程第 41 . 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について  
日程第 42 . 同意第 7 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について  
日程第 43 . 特別委員会の設置及び委員定数について  
日程第 44 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について  
日程第 45 . 委員会付託について
- 

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。残暑厳しい中にも稲刈りが始まり日一日と秋らしさを感じられます今日、ここに第 23 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にありがとうございます。

なお、本日教育推進課長の岡本課長の方から欠席の届けが出ております。

〔「おるで、おるで」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 午後からですか。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） 午後です。

議長（西岡 正君） ああ、失礼、これだけ読んだ。午後から欠席届が出ております。

さて、今期定例会に付議される案件は、議員発議案件が 2 件、条例に関する案件が 7 件、平成 20 年度各会計補正予算案等の案件が 7 件、平成 19 年度各会計歳入歳出決算認定の案件が 15 件、不動産売買契約の締結の案件が 1 件、工事請負契約の変更の案件が 1 件、固定資産評価委員会委員の選任に関する案件が 4 件などが提出されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につきましては慎重なる審議を賜り適切妥当なる結論が得られますよう、お願いを申し上げます開会のあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） 改めておはようございます。

今朝は、寒暖計見ましたら 17 度という、私とこの寒暖計になっておりました。本当に肌寒く感じましたけれども、まあ、このところずっと、非常に不安定な天気が続いておりましたけれども、ようやく、こうして安定した秋らしく天気になってまいりました。

今日から 9 月議会ということで、9 月議会には、19 年度の決算審査また補正予算、また各種条例のですね、また改正なり提案をさせていただいております。十分ご審議いただきまして、適切妥当な結論をいただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、この会期中におきましては、9 月ということで、今年は敬老会が、この会場、文化情報センターを会場にですね、3 日間、5 回に分けての敬老会を実施させていただきますし、また学校の運動会、また保育園等も運動会がございます。運動会も、9 月の 14 日が中学校、小学校は 28 日という予定がされておりますし、それぞれまた、大変お忙しい中ですが、お世話になります、それぞれ、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

議長（西岡 正君） ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 23 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた人は、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。各会計歳入歳出決算認定に伴い、代表監査委員の出席を求めています。

ただちに日程に移ります。

---

#### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。17 番、山田弘治君。18 番、平岡きぬ糸君。以上、両君にお願いいたします。

---

#### 日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日 9 月 9 日より 10 月 2 日までの 24 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日 9 月 9 日より 10 月 2 日までの 24 日間と決定いたしました。

---

#### 日程第 3 . 行政報告

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 3 に入ります。

これより町長の行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、行政報告 2 件だけですけれども、させていただきます。

まず、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

去る 8 月 4 日、神戸市において、平成 20 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会が開催されましたので、その報告を申し上げます。

今回の広域連合議会では、平成 19 年度の決算認定及び政府で決定された低所得者に対する保険料の軽減措置を本県でも実施するための条例改正また、これにより保険料の歳入が不足するため、国庫補助金を増額する平成 20 年度の補正予算及び各種団体等から提出されました陳情及び意見書採択について審議をされました。

審議の結果は、19 年度決算では、収入総額 22 億 7,213 万 6,811 円、支出済額 19 億 6,443 万 8,218 円、差し引き額 3 億 769 万 8,593 円を平成 20 年度へ繰り越すことを承認。

条例改正においては平成 20 年度の保険料軽減対策として、現在の 7 割軽減者世帯について一律 8.5 割軽減とし、また所得割を負担する被保険者のうち、保険料算定にもちいる基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の被保険者については、一律 50 パーセントの軽減を行うなど、低所得者に対する保険料軽減策が可決をされました。また、補正予算につきましては、今回の条例改正において保険料額が不足するため、全額の 17 億 3,163 万 7,000 円を国庫補助金として受け入れるためのもので原案どおり可決されております。

このほか、保険料負担の引き下げ、後期高齢者医療制度自体の廃止を求める等の陳情 5 件については否決となり、連合議会として適正な制度運営のために、国に対する財源措置を求める意見書については、全会一致で可決をしております。

詳細については、連合議会により、担当課の福祉課に、間もなく議事録が送付される予定でございますので、届きましたらご覧いただきますようお願いを申し上げます。

次に、今年度の南光ひまわり祭りにおける実施状況について報告を申し上げます。今年度は 7 月 19 日から 8 月 3 日までの 16 日間、南光スポーツ公園を主会場に実施をいたしました。主なイベントは、特産物・農産物の販売、ひまわり迷路、世界のひまわり園、揖保乃糸素麺無料試食会、天体観測、おもしろ自転車の試乗会など、地元をはじめ多くのご協力をいただき実施をいたしております。PR といたしましては、5 月下旬から、ひまわりの生育状況やひまわり祭りの内容をホームページで発信するとともに、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌各社に取り上げられ、JR 神戸駅以西の主要駅校内並びに姫新線列車内へのポスター掲示や期間中の土日祝日に姫新線の臨時列車の運行など、関係各機関にご協力をいただきました。

また、ひまわりの作付につきましては、昨年同様 7 団地で計約 30 ヘクタールが栽培されました。播種時期、生育時期に長雨の影響がありましたが、それぞれの団地とも順調に育成し、7 月 5 日から 8 月 16 日の約 1 カ月半開花を、順次開花をいたしました。開花期間中は概ね好天に恵まれましたが、ガソリン高騰の影響で観光客が減るのではないかと懸念をしておりましたが、お陰様で昨年より多く 11 万 3,000 人余りの方々がお来場されたものと推計をいたしております。

ひまわり祭り期間中の 3 連休においては、若干交通渋滞したこともございましたが、大きな事故等もなく、予定どおり順調に実施することができましたので、ご報告をいたします。

以上、行政報告といたします。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第 4 . 発議第 6 号 佐用町議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 5 . 発議第 7 号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

議長（西岡 正君） 日程第 4 に入ります。

日程 4 ないし日程 5 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。

発議第 6 号、佐用町議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について、発議第 7 号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします

本発議については、議会運営委員長の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、松尾文雄君。

〔議会運営委員長 松尾文雄君 登壇〕

議会運営委員長（松尾文雄君） 改めておはようございます。

それでは、発議 6 号、7 号について説明をしていきたいと思っております。

まず、発議 6 号、佐用町議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定についてと、発議 7 号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを一括して説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

発議 6 号は、平成 20 年法律第 69 号で、地方自治法の一部を改正する法律の一部が施行され、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員の委員等の報酬の支給方法に関する規定から分離し、報酬の名称を「議員の報酬」から「議員報酬」に改めるとされたため、本条例の一部を改正するものであります。

また、同発議の議員報酬と改めることにより、佐用町特別職報酬等審議会条例の議員の報酬の文言を附則 2 号で一部を改正しております。

続きまして、発議 7 号におきましては、同法律において議会活動の範囲の明確化に関する事項が定められ、議会運営の充実を図るため各種の会議等が開催される実態を踏まえ、会議規則を定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、議員協議会を設置し、また本会議の会議時間を現在午前 10 時からを午前 9 時からに改正するものであります。

ご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長(西岡 正君) 発議第6号ないし発議第7号に対する委員長の説明が終わりました。  
本発議につきましては、本日即決いたします。  
発議第6号から順次質問及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。  
発議第6号に対する質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、質疑を終結いたします。  
これから、討論を行ないますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、発議第6号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
発議第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって、発議第6号、佐用町議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。  
発議第7号に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、発議第7号を採決します。この採決は、挙手によって行ないます。  
発議第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって、発議第7号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第6．議案第73号 佐用町監査委員条例の一部を改正する条例について

議長(西岡 正君) 日程第6、議案第73号、佐用町監査委員条例の一部を改正する条

例についてを議題といたします。

本案について、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 73 号、佐用町監査委員条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成 19 年法律第 94 号で地方公共団体の財政健全化に関する法律が施行され、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度が設けられ、決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表し、財政の健全化に資することを目的に制定されたため、健全化比率等の審査事務並びに地方公営企業法関係を明文するために、本条例の一部を改正するものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行ないます。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 73 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

議案第 73 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 73 号、佐用町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 . 報告第 2 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（西岡 正君） 日程第 7、報告第 2 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成19年度決算における健全化判断の4つの比率及び各特別会計における資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

　　まず、健全化判断比率から報告をいたします。

　　実質赤字比率については、一般会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計、歯科保健特別会計の普通会計における実質収支は6,049万1,000円の黒字ですので、標準財政規模の81億9,207万4,000円で割っても比率はマイナス0.73となり、実質赤字比率はありません。

　　連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支、剰余額の合計が5億2,222万6,000円の黒字となりましたので、標準財政規模で割っても、比率はマイナス6.37となり、連結実質赤字比率はありません。

　　実質公債比率については、平成17年度から平成19年度の3カ年の平均で算出をいたしますが、平成17年度は、15.2パーセント、平成18年度は14.2パーセント、平成19年度が16.8パーセントで、平均は、15.4パーセントとなりました。

　　将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率ですが、将来負担額から充当可能財源を差し引いた、将来負担額93億622万6,000円を標準財政規模から基準財政需要額に参入された公債費を差し引いた、65億2,528万4,000円で割りますと、142.6パーセントとなりました。

　　資金不足比率は、公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率ですが、19年度においては全て資金不足とはなっておりません。

　　以上、簡単でございますが、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（西岡 正君） 　　以上で、報告は終わりました。

　　ただ今の報告に対しまして、質疑ございませんか。

　　ないようですので、質疑を終結いたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 　　ちょっと、お尋ねしますけれど、これ、いわゆる監査委員の意見書を付けて、まあ、あのお知らせするということでございますけれど、町民には、広報なんかで、やはり同じ様な格好でお知らせする格好になるんですか。

議長（西岡 正君） 　　はい、町長。

町長（庵逄典章君） 　　当然、まあ、この議会ですと、審査をいただきました後に、広報等で、いろいろと、その状況を報告をさせていただきます。はい。

議長（西岡 正君） 　　はい、他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ないようですので、質疑を終結いたします。

---

日程第 8 . 議案第 74 号 佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 8 . 議案第 74 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案については、提案に、本案について提案に対する当局の説明を求めます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 74 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の公益法人制度改革三法が、平成 20 年 12 月 1 日に施行されることに伴い、認可地縁団体印鑑の登録者の資格等について改正をするものでございます。

第 2 条第 1 項では、民法に定めていた公益法人に関する制度の改正により職務代行者の規定の改正を行うものであり、また、同条第 2 項では特別代理人及び清算人についての規定を改正するものであります。

以上、法律の改正に伴う認可地縁団体印鑑条例の一部改正でございますので、ご承認いただきますようお願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 74 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。

これから質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 74 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 9 . 議案第 75 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 9、議案第 75 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第 75 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、住民基本台帳カードが、住民基本台帳ネットワークシステムの第二次サービスとして、平成 15 年 8 月 25 日より交付が開始され、これまでは希望する方には、発行手数料として 500 円をいただき交付をしてきましたが、公的な身分証明書としての本人確認や、インターネットによる国税の電子申告など、いろいろな場面での利用による住民サービスの向上、行政事務の効率化をすすめるため、住基カードのより一層の普及が必要と考え、この平成 20 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の 2 年半の間に限り、住基カード発行手数料を無料とするものであります。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題となっております、議案第 75 号につきましては、9 月 18 日の本会議で質疑、討論、採決を行う予定でありますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

#### 日程第 10 . 議案第 76 号 佐用町昆虫館条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 10、議案第 76 号、佐用町昆虫館条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程いただきました議案第 76 号、佐用町昆虫館条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

昆虫館は、県から施設を無償で譲り受け、10 月から町立施設として、NPO 法人こどもとむしの会の主に環境学習事業の拠点施設として管理運営をいたします。

今回の制定は、その昆虫館の管理運営に関して、必要事項を定めるものでございます。

まず、第 1 条で、昆虫とのふれあいを通して子どもたちを始め人々の環境学習の推進と地域連携による地域振興を設置目的に定め、第 2 条では、昆虫館の名称および位置を、第 3 条、第 4 条及び第 5 条で、管理運営に関して、指定管理者制度を適用できる施設としての位置づけを、第 6 条で、職員について、第 7 条、8 条及び 9 条では開館時間、開館日、及び開館時間等の変更を定め、第 10 条、11 条、12 条及び 13 条で、入館の制限および入館料、特別観覧料の返還等について定め、第 14 条では、必要事項の規則への委任、附則で施行について定めてございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 76 号につきましては、9 月 18 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 11 . 議案第 77 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 12 . 議案第 78 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第 13 . 議案第 79 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 11、日程 11 号ないし日程 13 号については一括議題といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

議案第 77 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

議案第 78 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について。

議案第 79 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について、提案に対する当局の説明を求めます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました、議案第 77 号から第 79 号につきまして提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 77 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の改正の要旨は、休止料金の廃止と月の中途に、使用開始、休止等をする場合において、その月の使用日数が、16 日未満の場合の使用料金について、2 分の 1 の軽減規定を設けるものでございます。

休止料金は、既に下水道の使用を開始されていた世帯が、死亡、転出、長期不在等のため、空き家状態となったため、休止届の提出があった下水道加入者にも、設備維持運営の応分の負担として理解を得て徴収をしてまいりました。しかし、調査研究を重ねた結果、この主の料金は、市町村合併等の調整で、廃止をされてきており、現在は、全国的にも徴収をされていない料金となっている状況から、標準下水道条例に準拠した条例に、改正をしようとするものでございます。これによって、お盆、正月等の一時的な「里帰りの下水道使用者」は、今回の改正で、「下水道の使用者」として、休止、再開の届け出を明確にし

ていただければ、実質の使用月のみの使用料金となります。

次に、議案第 78 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例。議案第 79 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例につきましても、同様の改正内容であり、いずれも公正で適正な料金体制をつくるための条例改正でございますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 議案第 77 号ないし議案第 79 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 77 号ないし議案第 79 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、議案第 77 号から順次質疑を、続けて行いますので、よろしくお願いをいたします。

議案第 77 号の質疑を行ないます。質疑ございますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 77 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第 78 号の質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 78 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

続いて、議案第 79 号の質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 79 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

- 
- 日程第 14． 議案第 80 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 15． 議案第 81 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 16． 議案第 82 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 17． 議案第 83 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 18． 議案第 84 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 19． 議案第 85 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 20． 議案第 86 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 次は、日程第 14 に入ります。  
日程 14 ないし日程 20 については一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。  
議案第 80 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について。  
議案第 81 号、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。  
議案第 82 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。  
議案第 83 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。  
議案第 84 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。  
議案第 85 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。  
議案第 86 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程いただきました議案第 80 号から第 86 号議案までの平成 20 年度一般会計並びに各特別会計補正予算につきまして提案の理由を、提案のご説明を申し上げます。

議案第 80 号、佐用町一般会計補正予算第 2 号でございますが、第 1 条において、既定の歳入歳出予算の総額に、5,453 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 124 億 3,837 万 2,000 円に改めております。

第 1 表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書について、歳入から主なものをご説明申し上げます。

町税においては、償却資産の課税額がほぼ確定いたしましたので、1,432 万 5,000 円を増額いたしました。地方交付税は、普通交付税が確定をいたしましたので、現計予算額との差額、4,953 万円を増額をいたしました。分担金及び負担金は、高度情報通信網加入分担金の増額をいたしました。国庫支出金では、市町村合併推進体制整備費補助金 2,060 万円の減額、合併浄化槽設置補助金の増額など、全体で 1,857 万 6,000 円を減額しております。県支出金は、重度障害者(児)医療費関係補助金の増額、新規事業のひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金の増額、水田営農元気アップ事業費補助金の増額、県民税徴収事務委託金 1,814 万 3,000 円の減額など、全体で 304 万円を減額をいたしました。財産収入は、配当金収入を、22 万 2,000 円を増額をいたしました。繰入金は、老人保健特別会計繰入金など、3,390 万円の増額と、地方交付税の交付額確定による、財政調整基金繰入金を 7,907 万 8,000 円減額し、全体で 4,517 万 8,000 円を減額をいたしております。繰越金は、前年度繰越金の未計上額 2,059 万 1,000 円を今回計上をいたしました。諸収入では、高度情報通信網引き込み工事個人負担金等で 210 万 8,000 円を増額をいたしました。地方債は、土木債で臨時地方道整備事業債として、町道法師塚線延吉バスストップの測量調査設計委託料、用地購入費分 1,800 万円を計上し、過疎対策事業債では充当率変更分を増額、その他事業申請額に合わせて調整し、全体で 3,392 万 9,000 円を増額をいたしました。

次に歳出について、主なものをご説明いたします。

総務費では、合併体制整備事業において、固定資産税課税資料統一整備業務委託料の減額、情報通信施設費で保守工事費等関連経費の増額、公的年金からの特別徴収制度の導入に関係する、電算システム開発委託料の増額、町税過誤納還付金の減額などで 241 万 3,000 円を減額いたしました。民生費は、重度障害者(児)医療費の増額、新規のひょうご多子世帯保育料軽減事業助成金 120 万円の計上などで、2,173 万 4,000 円を増額をいたしました。衛生費は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増額、生活排水処理事業特別会計繰出金の減額などで、138 万 9,000 円を増額をいたしました。農林水産業費は、野生動物防護柵設置費補助金の増額、集落営農用機械整備補助金を水田元気アップ事業補助金への組み替え、三河基幹集落センターの修繕工事関係経費の増額などで 1,122 万 1,000 円を増額をいたしております。土木費は、中国横断自動車道姫路鳥取線の佐用平福インターチェンジの所に、高速バスストップが整備される関係で、町道法師塚線改良工事を行うにあたり、事前調査経費として測量調査設計委託料、用地購入費など、1,934 万 4,000 円を増額いたしました。消防費は、新入団員制服代など、37 万 1,000 円を増額をいたしております。教育費は、地方交付税宍粟市配分金の増額、いきいき学校、ふるさと文化いきいき教室事業に係る経費の減額、昆虫館の一部取り壊し経費の増額など、289 万 3,000 円を増額いたしました。

第 2 条地方債の補正については、第 2 表の地方債補正によりましてご説明申し上げます。臨時財政対策債につきましては、発行可能額が決定いたしましたので、32 万 9,000 円を増額して、起債の限度額を 4 億 1,232 万 9,000 円に変更をいたしました。児童福祉施設整備事業

は、10万円増額し、起債の限度額を5億490万円に変更、県営ため池整備事業においても、10万円増額し、限度額を1,930万円に変更いたしました。道路新設改良事業は、過疎対策事業債の充当率の変更による増額や佐用平福インターチェンジの高速バス、バスストップ関連の町道法師塚線の改良工事関係として、臨時地方道整備事業債の発行などで、3,340万円を増額し、起債の限度額を3億370万円に変更をいたしました。

次に、議案第81号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に、2,422万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、20億784万8,000円に改めました。

第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書について、歳入から主なものをご説明いたします。繰入金では、国民健康保険被保険者証のカード化に伴う、一般会計からの繰入金と準備基金繰入金、合わせて2,303万6千円を増額をいたしました。繰越金は、19年度からの繰越金110万7,000円を計上をいたしました。諸収入は、特定健診食事指導の実費徴収額を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費では、被保険者証のカード化に伴う、電算システム開発関係等の経費、141万8,000円を増額いたしました。前期高齢者納付金等は、12万3,000円を増額、保健事業では、特定健診食事指導関係経費8万円を増額をいたしました。諸支出金は、19年度の療養給付費交付金の精算による、返還金2,260万2,000円を増額をいたしました。

次に、議案第82号、佐用町老人保健特別会計補正予算、第2号についてのご説明申し上げます。

第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に、3,489万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4億4,779万2,000円に改めました。

第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書について、歳入から主なものをご説明申し上げます。支払基金交付金は、現年度分の医療費交付金50万円を増額いたしました。国庫支出金は、19年度医療費負担金の精算交付分等で、2,999万6,000円を増額いたしました。県支出金につきましても同様に、精算交付分等で431万7,000円を増額いたしました。繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

次に歳出についてご説明をいたします。医療諸費は、現金給付分の医療費100万円を増額いたしました。諸支出金は、19年度の医療費精算による、一般会計への繰出金3,389万9,000円を増額いたしております。

次に、議案第83号、佐用町介護保険特別会計補正予算第1号についてのご説明申し上げます。

第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に1,586万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、17億9,352万5,000円に改めました。

第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書について、歳入から主なものをご説明申し上げます。繰入金は、介護給付費準備基金から1,451万8,000円を繰り入れいたしました。繰越金は、19年度からの繰越金134万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出について説明をいたします。保険給付費では、在宅介護サービス給付費の減額と介護予防福祉用具購入費、特定入所者介護予防サービス費の増額の経費を調整いたしました。諸支出金は、19年度介護給付費等の精算による償還金が主なもので、1,586万5,000円を増額いたしました。

次に、議案第84号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてのご説明を申し上げます。

第1条について、既定の歳入歳出予算の総額に、482万7,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ、9億6,824万3,000円に改めました。

第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書について、歳入から主なものをご説明を申し上げます。繰越金については、19年度からの繰越金482万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出ですが、簡易水道事業費の現場管理費において、本位田橋添架撤去工事や円応寺橋への添架に係る測量調査設計関係経費等で、459万6,000円を増額、建設改良費では、中央監視ネットワーク関連経費として、高度情報通信網への加入負担金等23万1,000円を増額をいたしました。

次に、議案第85号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号についてのご説明を申し上げます。

第1条において、歳入歳出予算の総額に、180万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10億3,469万6,000円に改めました。

第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書について、歳入から主なものをご説明いたします。繰入金は、一般会計からの繰入金を65万6,000円減額をいたしております。繰越金は、19年度からの繰越金226万5,000円を計上をいたしました。町債は、資本費平準化債20万円を増額をいたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。公共下水道事業費の一般管理費では、使用料の還付金9万円を増額、建設改良費では、中央監視ネットワーク関連経費として、下水処理場の高度情報通信網工事負担金など171万9,000円を増額をいたしました。

第2条、地方債の補正については、第2表の地方債補正により説明をいたします。資本費平準化債を、下水道資産の減価償却年数の変更により、20万円増額し、起債限度額を3億2,980万円に変更いたしました。

次に、議案第86号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第1号についてのご説明を申し上げます。

第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に、9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億9,836万6,000円に改めました。

第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書について、歳入から主なものをご説明いたします。繰入金は、一般会計からの繰入金を273万8,000円減額をいたしました。繰越金については、19年度からの繰越金112万8,000円を計上いたしました。町債は、資本費平準化債を170万円増額をいたしました。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費において、使用料還付金の9万円を増額をいたしました。公債費は財源変更であります。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正により説明をいたします。

資本費平準化債を、下水道施設の減価償却年数の変更により、170万円増額し、起債の限度額を8,980万円に変更をいたしております。

以上、議案第80号から議案第86号までの提案の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

議長（西岡 正君） 議案第80号ないし議案第86号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にいたしております、議案第80号ないし議案第86号につきましては、9月18日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 21 . 議案第 87 号 不動産売買契約の締結について

議長（西岡 正君） 日程第 21、議案第 87 号、不動産売買契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 87 号、不動産売買契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

今回の不動産購入につきましては、かねてより準備を進めてまいりました佐用保育園並びに子育て支援センター建設に係わる用地として、現在グローリー株式会社が所有され、現在町民グラウンドとして無償で貸与していただいております、旧佐用中学校グラウンドに係わるものでございます。

この用地は、元々、昭和 50 年の統合以前の旧佐用中学校用地であり、同年に佐用町が大昭和紙工業に売却、その後、大昭和紙工が進出を断念されたことから、昭和 57 年に兵庫県土地開発公社が購入、その後、町が買い戻しを行い、昭和 59 年に現在のグローリーに売却したものでございます。

今回の契約に際しましては、全体面積約 2 万 4,000 平方メートルの内、グラウンドの大部分 9,231.12 平方メートルを、佐用保育園及び子育て支援センター用地として購入しようとするもので、1 平方平米当りの単価は、不動産鑑定により 2 万 1,400 円と設定し、契約金額は 1 億 9,754 万 5,968 円で、姫路市下手野一丁目 3 番 1 号、グローリー株式会社、代表取締役社長、西野秀人氏と不動産売買契約を締結しようとするものであります。

この用地を昭和 59 年 9 月にグローリー株式会社に売却したときの平方メートル当たりの単価は、1 万 8,569 円でしたので、以後 24 年間の 1 平米当たりの単価差は 2,831 円となっております。今回の用地購入金額の財源といたしましては、95 パーセント充当の合併特例債を予定をし、また、保育園施設建設にかかわる財源は、これまでの国庫補助金が施設整備事業債に変更されておりますので、100 パーセント交付税参入となる、事業債を活用、子育て支援センター部分は、1 部補助金を受けながら、残りを合併特例債により、施設整備を進めてまいりる予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、現在進めております実施設計を 10 月中に完了させて、その後、入札準備を行い、年内に着工、来年夏過ぎの完成を予定をいたしております。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございますので、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 87 号につきましては、9 月 18 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 22 . 議案第 88 号 工事請負契約の変更について

議長（西岡 正君） 日程第 22、議案第 88 号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を当局より求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 88 号、工事請負契約の変更について提案のご説明を申し上げます。

本年 6 月の第 22 回定例議会において、佐用町異常通報等中央監視設備機能増設工事として契約金額 8,379 万円で議決していただきましたが、6 月議会においてご説明をいたしましたとおり、未契約繰越である制約のため、県の指導で、必要とする事業費を縮小した内容で発注し、契約をしており、今回の変更額が、全体のシステムを完成させるために必要な事業額でございます。

具体的には、当初発注に、省かざるを得なかった、マンホールポンプ場の通報装置、112 カ所の機能増設、三日月浄化センター等の既設盤機能増設工事、ウェブ監視装置等にかかる経費を追加し、必要とする全体の監視システムを構築するに必要な経費となります。よって、902 万 2,650 円を追加し、変更後の契約金額を 9,281 万 2,650 円にしようとするものでございます。

なお、三日月、南光、佐用浄化センターへの、光ケーブルの敷設工事は、今回の請負工事から分離した方が安くなるため、まちづくり課によって、ケーブル引き込みの負担金工事として実施をしております。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 88 号につきましては、9 月 18 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

ここで休憩をいたします。

再開を 11 時 15 分といたします。

午前 10 時 58 分 休憩

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開いたします。

- 日程第 23 . 認定第 1 号 平成 19 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 24 . 認定第 2 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 25 . 認定第 3 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 26 . 認定第 4 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 27 . 認定第 5 号 平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 28 . 認定第 6 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 29 . 認定第 7 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 30 . 認定第 8 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 31 . 認定第 9 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 32 . 認定第 10 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 33 . 認定第 11 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 34 . 認定第 12 号 平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 35 . 認定第 13 号 平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 36 . 認定第 14 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 37 . 認定第 15 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 23 に入ります。日程 23 ないし日程 37 については一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。  
認定第 1 号、平成 19 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 2 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 3 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 4 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 5 号、平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 6 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 7 号、平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 8 号、平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 9 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて。

認定第 10 号、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 11 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 12 号、平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 13 号、平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 14 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 15 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただいま上程いただきました認定第 1 号から認定第 15 号までの平成 19 年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして議題とされましたので一括で概要をご説明申し上げます。かなり、ちょっと長くなりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により佐用町監査委員の決算監査意見書を添えてご提案申し上げます。議会の認定を賜りたいと存じますので十分ご審議いただきますように、お願いを申し上げます。

それでは、認定第 1 号の平成 19 年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。金額につきまして一般会計は、1,000 円単位で申し上げます。

一般会計の歳入総額は 136 億 9,358 万 2,000 円、歳出総額 136 億 1,379 万 2,000 円、歳入歳出差引残額 7,979 万で、翌年度へ繰越すべき財源が 2,022 万 8,000 円でございますので実質収支額は 5,956 万 2,000 円の黒字でございます。実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、3,000 万円といたしております。

それでは歳入につきまして、収入済額に対して款別の収入割合等を報告いたします。

町税は 24 億 6,704 万 3,000 円で歳入に占める割合は 18.02 パーセント、譲与税及び交付金につきましては、国・県からのルールに基づきまして交付されます、地方譲与税 1 億 7,934 万 1,000 円で 1.31 パーセント、利子割交付金は 1,002 万 5,000 円で 0.07 パーセント、配当割交付金は 1,207 万 5,000 円で 0.09 パーセント、株式譲渡所得割交付金は 805 万 4,000 円で 0.06 パーセント、地方消費税交付金は 1 億 9,577 万 8,000 円で 1.43 パーセント、ゴルフ場利用税交付金は 8,116 万 2,000 円で 0.59 パーセント、自動車取得税交付金は 1 億 297 万 9,000 円で 0.75 パーセント、今年度から交付されました県民緑税交付金は 131 万 6,000 円で 0.01 パーセント、地方特例交付金は 1,328 万 1,000 円で 0.1 パーセント、地方交付税は 54 億 3,197 万円で 39.67 パーセント、その内、特別交付税が 6 億 5,360 万円であります。交通安全対策特別交付金は 527 万 5,000 円で 0.04 パーセントとなっております。

分担金及び負担金は 1 億 8,590 万 7,000 円で 1.36 パーセントでございます。その主なものは、高度情報通信網加入分担金、中山間地域総合整備事業分担金、児童福祉施設費負担金や老人保護措置費施設費負担金などがございます。

使用料及び手数料は 2 億 8,530 万 8,000 円で 2.08 パーセント、その主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などがございます。

国庫支出金は 8 億 4,158 万 4,000 円で 6.15 パーセント、その主なものは、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金、公立学校施設整備費負担金、地域情報通信基盤整備推進交付金、市町村合併推進体制整備費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、

安心・安全な学校づくり交付金などがございます。

県支出金は10億3,795万6,000円で7.58パーセント、その主なものは、児童手当負担金、保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、電気通信格差是正事業費補助金、また、重度障害者・老人・乳幼児などの医療費関係補助金、中山間地域総合整備事業、新山村振興等農林漁業特別対策事業、風倒木対策事業などの農林業関係補助金、森林災害復旧対策事業などの災害復旧費補助金、参議院議員通常選挙事務交付金などの各種委託金でございます。

財産収入は3億548万5,000円で2.23パーセント、その主なものは、土地等の賃貸料、財政調整基金から生じます預金利子、町社会福祉協議会からの地域福祉基金戻し入れ収入、土地売払い代金などがございます。

寄附金は764万円で0.06パーセント、その主なものは、土地改良事業、下水道整備事業などにかかります一般寄附金でございます。

繰入金は7億4,917万7,000円で5.47パーセント、その主なものは財政調整基金から6億1,700万円、減債基金5,000万円、道路舗装等に係ります公共施設整備基金を3,500万円など、基金からの繰入金でございます。

繰越金は8,626万3,000円で0.63パーセント。

諸収入は2億2,266万3,000円で1.61パーセント、その主なものは、町税延滞金、森林国営保険の保険金、播磨高原広域事務組合上下水道事業精算金などがございます。

町債は14億6,330万円で10.69パーセント、その主なものは、臨時財政対策債4億4,020万円、情報通信基盤整備事業債4億7,090万円、過疎対策事業債1億9,320万円などの借入でございます。

次に、歳出でございますが、人件費関係は省略させていただきまして、主な事業等につきましてのご説明を申し上げます。

議会費は1億3,121万6,000円で歳出総額に占める割合は、0.96パーセントであります。その主なものは、「議会だより佐用」発行、各常任委員会の調査研究関係の経費等でございます。

総務費は25億1,247万5,000円で18.46パーセント、その主なものは、財産管理費関係では、中安農業倉庫解体工事、光ケーブル屋内配線工事など、企画費では、播磨高原広域事務組合負担金、地方バス対策補助金、姫新線高速化事業負担金などの経費ですが一部明許繰り越しをしております。合併体制整備事業費では、南光支所建設工事、外出支援事業の車両購入費など、まちづくり推進費では、「住民と行政の協働による自立したまちづくり」を推進する地域づくり協議会等への活動助成などをいたしました。情報通信基盤整備事業費では、昨年度に引き続き、テレビのデジタル化への対応、難視聴対策及び通信の高速化に対応するための佐用・上月地域への情報通信網の設置を行いました。選挙費関係は、平成19年4月8日執行いたしました、県議会議員選挙関係と平成19年7月29日に執行いたしました、参議院議員通常選挙関係の経費を支出いたしました。

次に、民生費は24億4,825万1,000円で17.98パーセント、その主なものは、社会福祉費関係では、国民健康保険、介護保険等の特別会計への繰出金や障害者医療費、福祉サービス介護給付費等に係ります扶助費関係経費、また高齢者福祉費では、外出支援サービス事業や老人保護措置費、医療費等の扶助費、地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金関係の経費や久崎老人福祉センター改修工事などが主なものでございますが、一部明許繰越をいたしております。児童福祉関係では、乳幼児医療費などの扶助費関係経費、児童手当の支給経費、また保育園の運営経費などを支出いたしております。

次に、衛生費は10億2,991万1,000円で7.57パーセント、その主なものは、保健衛生費では、簡易水道事業特別会計等への繰出金、予防接種、がん検診や町ぐるみ健診、乳幼

児、妊婦健診関係の経費でございます。清掃費関係では、クリーンセンター焼却炉の火格子取替、耐火煉瓦等の修繕、維持管理経費、老朽化したパッカー車の買い替え経費などがございます。

次に、農林水産業費は 11 億 7,610 万 9,000 円で 8.64 パーセント、その主なものは、農業費関係では、そば、もち大豆などの農作物特産定着化対策補助金、中山間地域等直接支払推進事業補助金、野生動物防護柵設置補助金、農業の担い手確保補助金などの経費でございます。農地費関係では、下秋里戦地区土地改良事業や県営ため池改修事業、農地・水・環境保全向上活動支援事業などの関係経費、中山間地域総合整備事業費では、上石井、西河内、口長谷、山脇地区の農道舗装工事等を実施し、一部明許繰越をいたしております。山村振興対策事業費は、防護柵等の設置工事経費でございます。地籍調査事業費は、宗行、皆田地域など 11 地区で実施をいたしました、面積 12.66 平方キロメートルの調査関係経費でございます。林業費関係では、平成 16 年度の台風被害による、町行造林災害復旧事業や激甚指定地などの被害地造林補助、緊急防災林整備事業補助金関係の経費でございます。林道開設事業費では、継続して実施しております三日月本郷線の林道開設関係の経費、治山事業は、奥金近、大日山の 2 カ所で実施をいたしました、県単独補助治山事業関係の経費でございます。

次に、商工費は 1 億 6,020 万 6,000 円で 1.18 パーセント、その主なものは、町商工会助成金、町観光協会補助金、ふるさと夏祭り事業補助金、また「宿場町ひらふく」の県施設管理委託料や西はりま天文台公園特別会計、笹ヶ丘荘特別会計等への繰出金などの経費でございます。

次に、土木費は 10 億 3,069 万 7,000 円で 7.57 パーセント、その主なものは、土木管理費では、坊・弦谷・三ツ尾・須山地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金、道路橋梁費関係では、道路維持費で、除雪・凍結防止剤散布作業や町道家仲大撫線ほか 32 路線の修繕工事等の経費、道路新設改良費では、町道天神ヶ峠線他 21 路線の改良事業や町道大畑線他 6 路線の物件移転補償を実施をいたしました関係経費でございます。橋梁新設改良費では、円応寺橋橋梁整備に係る詳細設計関係の経費でございます。河川費は、河川清掃工事、土砂除去工事等の経費や河川雑草処理に対する集落補助金などの経費でございます。都市計画費及び下水道費は、播磨高原広域事務組合への上水下水道事業への繰出や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費関係では、下水道接続工事、光ケーブル引き込み工事、耐震診断などの関係経費でございます。

次に、消防費は 4 億 9,859 万円で 3.66 パーセント、その主なものは、常備消防費では、火災出動用防火服の整備、無線機等備品購入関係の経費、非常備消防費では、播磨科学公園都市消防業務委託、消防施設整備費補助金関係などの経費であります。

次に、教育費は 12 億 2,795 万 5,000 円で 9.02 パーセント、その主なものは、教育総務費では、三土中学校事務組合の負担金、各種補助金や国際理解教育推進事業、特別支援教育推進関係の経費でございます。小学校費は、上月小学校屋内運動場建設工事、校舎耐震補強工事や各小学校の修繕工事等の経費、教育振興、通学対策のための経費でございます。中学校費は、上月中学校校舎・屋内運動場修繕工事、教職員用のパソコンリース経費、教育振興、通学対策のための経費であります。社会教育費は、子育て支援のための子育て学習センター 4 教室、高年大学 4 教室や放課後こども教室の実施経費、図書購入、図書館運営の経費また佐用文化情報センターやスターシャワーの森音楽堂、文化センター等を利用した、住民手づくり芝居、スピカ夢コンサート、文化祭などの事業を実施いたしました関係経費であります。保健体育費は、体育協会補助金、マラソン大会運営助成金や町民プール、体育館、グラウンドなど社会体育施設の維持管理経費、学校給食関係の経費でございます。

次に、災害復旧費は 1 億 3,787 万 6,000 円で 1.01 パーセント、その主なものは、農林水産施設災害復旧費で、現年災害復旧として、農地 5 件・農業用施設 1 件、林道 2 件、小災害 18 件と 18 年度からの繰越事業 26 件に係る工事関係経費であります。過年災害復旧は、2 件の工事関係経費でございます。なお平成 20 年度へ 2,203 万 2,000 円を明許繰越をいたしております。

次に、公債費は 20 億 5,859 万 8,000 円で、歳出に占める割合は 15.12 パーセントでございます。長期債の償還元金、利子が主なものであります。

次に、諸支出金は 12 億 191 万円で 8.83 パーセント、その主なものは公営企業費は、水道事業高料金対策繰出金などで 3,649 万 2,000 円の支出をいたしております。基金費では、財政調整基金に 3 億 5,742 万円、減債基金に 5 億 6,849 万 5,000 円、地域福祉基金に 2 億 3,380 万 5,000 円などの積立をいたしております。

以上が一般会計の主なものでございます。

続きまして、特別会計のご説明を申し上げます。

それでは、認定第 2 号、平成 19 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出の概要を申し上げます。

歳入につきましては、予算現額 22 億 8,782 万 1,000 円に対して、調定額は 23 億 5,073 万 7,803 円で、収入済額は 22 億 8,877 万 8,803 円、不納欠損額は 87 万 3,050 円、収入未済額は 6,108 万 5,950 円、予算現額と収入済額との比較は 95 万 7,803 円となります。

歳出では、予算現額に対し、支出済額は 22 億 8,767 万 1,134 円、不用額は 14 万 9,866 円でございます。

歳入歳出差引残額 110 万 7,669 円で、これを次年度に繰り越しをいたします。

財産に関する調書の基金では、本年度中増減額は、5,027 万 6,680 円の減で、19 年度末残高は 9,628 万 4,600 円であります。

それでは、事項別明細書、歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は、一般被保険者分及び退職被保険者等分の現年度分は、調定額 4 億 9,405 万 1,500 円に対し、収入済額は 4 億 8,009 万 4,214 円、収入未済額は 1,395 万 7,286 円で、収納率は約 97.2 パーセントでございます。滞納分につきましては、調定額 6,254 万 8,660 円に対し、収入額は 1,454 万 6,946 円、収納率は約 23.3 パーセントとなりました。

国庫支出金は、療養給付費分、老人保健拠出金分、介護納付金分等の国庫負担金及び国庫補助金の普通及び特別調整交付金、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金で、合計 5 億 6,112 万 6,513 円であります。療養給付費等交付金の 7 億 2,137 万 3,596 円は、退職被保険者等にかかる医療給付費額等であります。

県支出金の 8,404 万 1,130 円は、高額医療費共同事業負担金、保険事業補助金、財政調整交付金でございます。

共同事業交付金の 2 億 2,066 万 2,584 円は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

繰入金の一般会計繰入金は、ル・ルに基づき一般会計から繰り入れを受けるもので、合計 1 億 4,585 万 1,810 円であります。基金繰入金は、予算 5,924 万 2,000 円に対しまして、決算は 5,100 万円となりました。

続いて、歳出について説明をいたします。

総務費につきましては、職員にかかる人件費関係及び事務的経費であります。総務費につきましては、職員にかかる人件費及び事務的な経費でございます。

保険給付費の療養諸費は一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び療養費等で、合計 13 億 9,146 万 1,689 円あります。高額療養費は一般被保険者分と退職被保険者分

の合計で 1 億 2,604 万 1,444 円となります。出産育児諸費は 14 件で、葬祭諸費は 231 件であります。

老人保健拠出金は医療費拠出金が 3 億 9,626 万 2,595 円。事務費拠出金が 787 万 9,829 円であります。

介護納付金は 9,808 万 8,409 円でございます。

共同事業拠出金は、高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金、合わせて 1 億 8,424 万 3,455 円であります。

諸支出金は、療養給付費交付金過年度分の返還 2,821 万 8,178 円が主なものでございます。

以上、国民健康保険特別会計決算の概要とさせていただきます。

次に、認定第 3 号、平成 19 年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 31 億 7,987 万 3,000 円に対し、調定額、収入済み額及び執行額ともに 31 億 7,973 万 6,475 円となりました。

まず、歳入より説明を申し上げます。

歳入のうち支払基金交付金は 16 億 845 万 1,000 円で、収入全体に占める割合は 50.6 パーセントとなっています。

国庫支出金では 10 億 2,958 万 7,000 円、県支出金では 2 億 5,002 万 9,000 円となりました。

繰入金はルールに基づく町の負担分で一般会計からの繰入金 2 億 9,161 万 4,000 円となり、諸収入の主なものは、第三者行為による賠償金として 5 万 3,000 円となっております。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

歳出の大部分を占める医療諸費では 31 億 3,337 万 6,000 円となりました。このほか、諸出金で過年度の精算金 4,636 万円を支出いたしております。本会計における、本年 3 月末の老人保健の対象者数は、3,730 人で、4 月 1 日からは、後期高齢者医療制度へと移行しておりますが、医療費の精算上、3 月診療分が翌年度扱いとなりますので、本年度では 20 年 3 月診療分及び、過誤として後日精算となったもの、高額医療分などが、平成 20 年度で執行されることとなっております。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましてのご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額 16 億 6,473 万 3 千 32 円、歳出総額 16 億 6,338 万 4,097 円、差引き 134 万 8,935 円となっております。

歳入につきましては、介護保険料 2 億 2,919 万 5,558 円。

分担金及び負担金 4 万 6,025 円、これは認定審査等にかかる他市町からの受託金でございます。

使用料及び手数料 3 万 3,400 円は督促手数料でございます。

国庫支出金 3 億 7,625 万 8,740 円、これの主なものは、調整交付金の主なものは、ほか地域支援事業交付金及び介護システム改修費補助金でございます。

支払基金交付金 4 億 6,431 万 2 千 567 円、県支出金 2 億 2,986 万 282 円は、それぞれ介護給付費負担金及び地域支援事業交付金でございます。

財産収入 40 万 3,289 円は、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

繰入金 2 億 9,164 万 9,237 円は、一般会計の繰入金でございます。

繰越金 1,563 万 7,809 円は、平成 18 年度からの繰越金でございます。

諸収入 5,733 万 6,125 円は、ハイムゾンネなど介護給付費の返還金が主なものでござい

ます。

次に、歳出につきまして、総務費 1 億 1,821 万 9,522 円は、人件費のほか介護システム改修委託料、保守委託料及び認定審査会費、運営委員会費等でございます。

保険給付費 14 億 9,326 万 9,769 円は、介護及び支援サービス費などでございます。

地域支援事業費 1,710 万 1,843 円は、介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費でございます。

財政安定化基金拠出金は、136 万 636 円でございます。

基金積立金 1,887 万 3,000 円は、介護給付費準備基金積立金でございます。

諸支出金 1,455 万 9,327 円は、平成 19 年度分介護給付費精算による国庫、県及び支払基金への返還金などでございます。

続きまして、サービス事業勘定についてご説明申し上げます。

歳入総額 823 万 2,200 円、歳出総額 823 万 2,000 円、差引き 200 円となっております。

歳入につきましては、サービス収入 823 万 2,200 円のうち、居宅介護サービス計画費 23 万 9,200 円、居宅支援サービス計画費 799 万 3,000 円でございます。

歳出につきましては、サービス事業費 643 万 5,000 円は、新予防給付ケアマネジメント委託料でございます。

諸支出金 179 万 7,000 円は一般会計への繰入金でございます。

以上が介護保険特別会計の、特別会計の決算の概要でございます。

次に、認定第 5 号、平成 19 年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 1 億 2,358 万 8,000 円に対し、調定額、収入済み額及び執行額ともに 1 億 2,355 万 8,497 円となりました。

まず、歳入よりご説明申し上げます。

歳入の事業収入は 1 億 1,832 万 6,000 円で、これは施設の定員 50 名の入所者にかかわる生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体から負担されるものです。収入全体に占める割合は 95.8 パーセントとなっております。

繰入金は、事業収入の不足分を補填する一般会計からの繰入金として 480 万 8,000 円を、諸収入の 42 万 2,000 円は短期入所者にかかわる経費等でございます。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

老人ホーム費のうち、一般管理費は、施設職員にかかわる人件費及び事務費等として 9,020 万 3,000 円を支出し、運営費では、3,335 万 4,000 円となりましたが、主なものは入所者に関わる年間の食事材料費 1,368 万 5,000 円、そのほか施設維持のための管理費が含まれております。

以上、簡単でございますが、朝霧園特別会計決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

最初に、平成 19 年度の事業概要を報告いたします。年度末給水人口 1 万 5,656 人、年間総配水量 217 万 4,953 立方メートル対し、年間総有収水量 177 万 2,642 立方メートル、有収率 81.50 パーセントとなり、給水原価 387 円 44 銭、供給原価 196 円 57 銭であり、昨年度に比較し、給水原価が約 150 円上昇しております。これは、19 年度において簡水債の繰上げ償還によるものであります。なお、落雷の度重なる発生により電気計装設備に甚大な被害を及ぼしておりますが、今後も更にコスト低減に努め、効率的な施設の維持管理を図り、安全安心な水道水を供給するべく努めてまいります。

次に、決算状況を申し上げます。

歳入歳出の決算総額は、歳入総額 9 億 2,654 万 8,356 円、歳出総額 9 億 1,280 万 8,904

円、繰越明許費 891 万 1,000 円、差引実質収支 482 万 8,452 円の黒字となりました。

事項別明細について説明をいたします。決算書 409 ページをお開きください。

まず、歳入より説明いたします。

負担金では、新規加入等が 28 件 965 万円、給水工事費負担金 196 万 3,155 円の収入となりました。

使用料では、現年度分収入済額 3 億 4,747 万 1,242 円、収納率 99.58 パーセント、145 万 5,114 円 71 件が収入未済となりました。なお、昨年度に比較し、約 680 万円の減収であります。また、滞納繰越分は、収入済額 98 万 450 円、収納率は 16.51 パーセントで、495 万 9,675 円 49 件が収入未済となりました。今後更に、滞納整理に鋭意努力をしてまいります。

手数料につきましては、給水工事の検査手数料等で、46 万 2,800 円の収入となりました。

国庫補助金では、中央監視制御システム整備事業補助金 825 万円。繰入金では、建設改良費等に充当するため、一般会計繰入金 1 億 9,371 万 4,000 円を繰り入れをいたしました。

諸収入では、雨水管渠工事に伴う水道管移設補償費 1,731 万 3,450 円、その他雑入として水道施設等の落雷による修繕工事費の火災共済金 460 万 7,610 円を収入いたしております。

町債では、中央監視制御システム整備事業の財源として、6,000 万円、借換債を 2 億 6,980 万円借り入れをいたしております。

次に歳出の説明をいたします。

簡易水道事業費、一般管理費については、人件費及び経常経費であり、説明を省略いたします。現場管理費につきましては、佐用簡易水道外、5 簡易水道施設の維持管理経費を支出いたしました。需用費では、光熱水費、修繕料及び医薬材料費として、佐用簡易水道では 1,264 万 2,758 円、中部簡易水道では 1,417 万 6,356 円、奥海簡易水道 54 万 9,389 円、南部簡易水道 1,824 万 5,413 円、北部簡易水道 579 万 9,285 円及び三日月簡易水道では 1,329 万 422 円で、合計 6,627 万 6,768 円支出をいたしております。委託料につきましては、電気計装費の管理委託料として、佐用簡易水道では 608 万 52 円、中部簡易水道 597 万 7,095 円、奥海簡易水道 84 万 4,160 円、南部簡易水道 402 万 7,606 円、北部簡易水道 223 万 721 円及び三日月簡易水道では 412 万 6,115 円で、合計 2,329 万 1,789 円の支出があります。なお、水道メーターの更新を 873 件施工いたしました。工事請負費につきましては、佐用簡易水道では雨水管渠工事に伴う配水管移設工事外 5 件で 2,492 万 7,000 円、中部簡易水道では浄水施設塗装工事外 2 件で 1,059 万 2,400 円、南部簡易水道では消火栓移設工事外 2 件で 200 万 2,350 円、北部簡易水道では自歩道設置工事に伴う移設工事外 3 件で 221 万 8,818 円、三日月簡易水道では国道 179 号線改良工事に伴う水道管移設工事外 4 件で 1,038 万 3,450 円、合計 5,012 万 4,018 円を支出をいたしております。なお、真盛・長尾配水池内部塗装工事費 891 万 1,000 円を 20 年度に繰越をいたしました。

建設改良費では、中央監視制御システム整備事業及び南部簡易水道浄水場脱水機設置工事が主要な工事でございます。委託料につきましては、中央監視制御システム整備事業に係る設計管理・測量等の委託料として、557 万 250 円を、工事請負費としては、中央監視制御システム整備工事として 3,297 万円、南部簡易水道浄水場脱水機設置工事費に 3,475 万 5,000 円、町道三日月駅前線配水管敷設工事等に 422 万 4,150 円、合計 7,194 万 9,150 円を支出いたしております。

公債費では、簡易水道事業債、過疎対策事業債の償還金及び昭和 55 年度から 59 年度までの繰上げ償還金として、元金 4 億 6,475 万 2,435 円、利子 1 億 3,610 万 1,489 円を支出をいたしました。

以上で、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、認定第7号、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算についてのご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額9億5,265万4,066円、歳出総額9億4,298万7,081円、歳入歳出差引残額は、966万6,985円であり、翌年度会計に繰り越しをいたします。

それでは、決算書、歳入からご説明をいたします。

分担金及び負担金685万7,700円は、加入負担金及び工事負担金等であります。

使用料及び手数料1億8,941万96円は、下水道使用料及び排水工事指定店登録等の手数料であります。

国庫支出金3,070万円は、公共下水道建設事業に対する国庫補助金で、繰入金3億4,770万2,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

繰越金739万43円は、前年度からの繰越金でございます。

諸収入69万4,227円は、消費税還付金です。

町債3億6,990万円は、公共下水道事業債と資本平準化債でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

公共下水道事業費の総額は、2億6,137万472円で、このうち管理費1億5,742万514円は、人件費等の一般管理費と5カ所の処理場及びマンホールポンプ場等の現場管理費であり、建設改良費は、建設工事に要した経費1億394万9,958円であり、佐用雨水排水工事が主な経費でございます。なお、佐用雨水排水工事経費及び異常通報設備工事経費1億1,400万円の繰越明許をいたしております。

公債費6億8,161万6,609円は、下水道債の償還元金及び利子でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の概要を説明とさせていただきます。

次に、認定第8号、平成19年度佐用町生活排水処理事業特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額3億8,493万6,235円、歳出総額3億8,380万6,376円で、歳入歳出差引残額は、112万9,859円であり、翌年度会計に繰り越しをいたします。

それでは、決算書、歳入からご説明をいたします。

分担金及び負担金87万5,000円は、新規加入負担金及び工事負担金でございます。

使用料及び手数料8,831万130円は、佐用地区の浄化槽の使用料と町内10カ所の農業集落排水施設の使用料でございます。

繰入金2億203万8,000円は、一般会計からの繰入金であります。

繰越金135万2,516円は、前年度からの繰越金で、諸収入136万589円は、雑入で、消費税還付金と、11条検査事務手数料でございます。

次に、町債9,100万円は、資本平準化債でございます。

次に歳出のご説明を申し上げます。

生活排水処理事業費は、1億1,799万9,364円で、その内、浄化槽の管理費は、4,172万7,977円で、浄化槽の保守管理委託料、水質検査委託料、消費税納付金等でございます。農業集落排水施設管理費は、7,627万1,387円であり、人件費等の一般管理費と10カ所の浄化センターの光熱水費、管理委託料、汚泥処理費及び管路の修繕工事費等の現場管理費でございます。

公債費2億6,580万7,012円は、合併浄化槽設置及び農業集落排水施設建設の起債の元利償還金でございます。

以上、生活排水処理事業特別会計の決算書の概要とさせていただきます。

次に、認定第9号、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算につきましてのご説明を申し上げます。

歳入総額は2億2,520万2,336円、歳出総額2億2,427万3,268円となり、差し引きい

たしまして 92 万 9,068 円の残となりました。残額の 92 万 9,068 円は、平成 20 年度に繰越しをいたします。

まず歳入からご説明申し上げます。

使用料及び手数料の 1,775 万 6,500 円は、野外活動センター使用料収入の 751 万 6,700 円と家族用ロッジ使用料収入の 1,023 万 9,800 円でございます。

県支出金の 1 億 6,888 万 3,417 円は、県費による天文台公園管理委託金でございます。

財産収入の 35 万 4,332 円は、西はりま天文台公園整備基金の利子であります。

繰入金の 3,351 万 9,000 円は、一般会計からの繰入金でございます。

繰越金の 99 万 5,817 円は、前年度繰越金でございます。

諸収入の 369 万 3,270 円は、宿泊者のシーツ使用料等でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

教育費の 2 億 544 万 5,001 円は、公園の管理運営に要した人件費、事業費、維持費等でございます。

公債費の 1,797 万 5,935 円は、町債の元金および利子の償還、それぞれ 2 件であります。

諸支出金の 85 万 2,332 円は、西はりま天文台公園整備基金利子の積立金でございます。

なお、予備費の執行はございません。

以上、佐用町西はりま天文台公園特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 10 号、笹ヶ丘荘特別会計につきましてのご説明を申し上げます。笹ヶ丘荘は、大変厳しい経営状況ではございますが、都市との交流、いこいの場、企業の研修の場等親しまれる施設として、運営に努力をいたしているところでございます。本決算は、歳入総額歳出総額ともに 1 億 1,569 万 7,291 円で歳入歳出差し引き額 0 円となっております。

まず、歳入につきましては、笹ヶ丘荘事業収入 9,647 万 2,082 円、交流会館事業収入 416 万 1,516 円、一般会計繰入金 1,490 万 6,569 円、諸収入 15 万 7,124 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 848 万 5,796 円で、その主なものは、人件費、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等であります。

交流会館費は、721 万 1,495 円で、その主なものは、人件費、管理運営に伴う需用費、役務費等でございます。

なお、19 年度の施設利用客は、笹ヶ丘荘 4,807 人、交流会館 757 人、体験施設 340 人、休憩 91 人、食事 2 万 4,112 人、入浴 5,533 人、会議 1,365 人、結婚式、披露宴 1 組 30 人の合計 3 万 7,035 人で、対前年 66 人の増となっております。総数では前年とほぼ同じ利用者数であります。宿泊者、宴会並びに会議利用者は増員となっているものの、レストラン及び入浴利用者が減少いたしております。この原因といたしましては、近くに入浴施設が増えたものと、社会全体が入浴客の減少の傾向にあるためというふうに考えております。

以上、笹ヶ丘荘特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 11 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算認定につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入総額 2,427 万 52 円、歳出総額 2,427 万 52 円で差引き額 0 円となっております。

歳入につきましては、診療収入 2,049 万 817 円。

財産収入 7,105 円、これは歯科保健センター運営基金積立金利子でございます。

繰入金 169 万 7,580 円は、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入 207 万 4,550 円は、歯科保健事業などの受託料及び歯ブラシ売上料でございます。

次に、歳出につきましては、総務費 2,135 万 455 円は、人件費のほか歯科保健センター管理費などでございます。

医業費 291 万 9,597 円は、医薬材料費のほか事務機保守管理、歯科技工及び医療廃棄物処理委託料などでございます。

以上が歯科保健特別会計の決算の概要でございます。

次に、認定第 12 号、平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算につきましての説明を申し上げます。本会計は、広山団地 2 区画 499.16 平米の分譲収入、及び公債費の元利償還金支出が主な内容でございます。

歳入総額 1,194 万 6,043 円、歳出総額 1,074 万 2,781 円、歳入歳出差引額 120 万 3,262 円となっております。

まず、歳入につきましては、広山団地 2 区画の不動産売払収入及び宅地造成基金利子の財産収入 442 万 3,956 円、公債費償還のための基金繰入金 626 万円、前年度からの繰越金 126 万 2,087 円でございます。

歳出につきましては、宅地造成総務費の登記委託料及び宅地造成基金費の積立金による宅地造成費 448 万 3,931 円、公債費の元利償還金 625 万 8,850 円でございます。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計の決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 13 号、平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入総額 389 万 621 円、歳出総額 2 万 80 円、差し引き額 387 万 541 円。

歳入につきまして、ご説明申し上げます。389 万 621 円は、前年度繰越金であります。

次に歳出につきましては、石井財産区の財産管理会計経費及び県財産区連合会会費で、歳出合計 2 万 80 円となっており、歳入歳出差引額は、387 万 541 円となり、翌年度へ 20 年度に繰越をいたします。

以上、簡単でございますけれども、平成 19 年度、石井財産区特別会計決算の提案説明とさせていただきます。

次に、認定第 14 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

平成 19 年度の概要は農家の皆様のご理解と共済連絡員さんのご協力により、総共済金額 8 億 5,475 万 9,000 円の引受を行いました。内訳は水稻共済では、1,979 戸、751.6 ヘクタールで共済金額 5 億 6,241 万 2,000 円、麦共済では、8 戸、42.3 ヘクタールで共済金額 500 万 9 千円。

家畜共済では、1,887 頭、共済金額 2 億 5,311 万 8,000 円。

畑作物共済では、43 戸、96.3 ヘクタールで共済金額 2,328 万 5,000 円。

園芸施設共済では、28 戸、60 棟、共済金額 1,093 万 4,000 円となっております。

一方、被害は、水稻共済においては、獣害、ウンカ等より 123 戸に対し、380 万 8,000 円、麦共済では獣害、湿潤害等により、1 戸に対し、15 万 8,000 円、家畜共済では、死廃 121 頭で 1,080 万 5,000 円、病傷 803 頭で 1,035 万 6,000 円、畑作物共済では、獣害、湿潤害等により、14 戸に対し、135 万 5,000 円、園芸施設共済では、風害により 5 戸、6 棟に対し 11 万円の共済金の支払いをしております。

農作物勘定では、事業収益が 761 万 8,092 円、事業費用は 648 万 6,553 円となりました。

家畜共済勘定では、事業収益が 3,042 万 194 円、事業費用が 3,042 万 194 円となりました。

畑作物共済勘定では、241 万 9,373 円、事業費用が 228 万 8,485 円となりました。

園芸施設共済勘定では事業収益では 37 万 3,718 円、事業費用が 33 万 762 円となっております。

共済事業収益では、総計 1 億 138 万円、共済事業費用 1 億 7 万 5,000 円となり、当期剰

余金は 130 万 5,000 円となりました。

本年度の剰余金の処分は農作物共済勘定に 113 万 1,539 円を、畑作物共済勘定に 13 万 888 円を、園芸施設共済勘定に 4 万 2,956 円をそれぞれ法定積立金、特別積立金へ積立てる予定としております。

業務勘定におきましては、業務事業収益では、6,054 万 9,093 円で主なものは受取補助金 4,043 万 4,000 円、事務費賦課金 284 万 5,179 円、受取損防事業負担金 176 万 100 円、事業外収益では、受取寄付金 980 万円、業務引当金戻入 376 万 3,425 円です。事業費用の主なものは、一般管理費は人件費等で 5,396 万 6,499 円、損害評価費は 214 万 4,320 円、損害防止費は 278 万 4,431 円で事業費用は 6,054 万 9,093 円となっております。

以上、で農業共済の事業の佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、最後になりますけれども、認定第 15 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

最初に平成 19 年度の業務量を報告をいたします。年度末給水人口 5,247 人、年間総配水量 69 万 8,726 立米、年間総有収水量 58 万 7,077 立方メートルで、有収率 84.02 パーセントと、給水原価 340 円 99 銭、供給原価 183 円 67 銭であります。昨年度とほぼ同様な決算状況であります。今後も、厳しい財政状況で推移するのではないかとこのように予想をいたしております。

次に、それぞれ収支の状況につきましては、まず収益的収入の予算額 1 億 6,248 万 7,000 円に対し、税込み決算額 1 億 5,629 万 3,833 円で、619 万 3,167 円の減収となっております。その主なものは水道料金の減収でございます。

収益的支出では、予算額 2 億 1,834 万 9,000 円に対し、税込み決算額 2 億 576 万 6,000 円で不用額 1,258 万 3,000 円となりました。

資本的収入では、予算額 653 万 7,000 円に対し、税込み決算額 653 万 6,356 円となっております。また、資本的支出では、予算額 1 億 5,665 万円に対して、税込み決算額 1 億 5,334 万 6,229 円で、その主なものは中央監視制御システム整備工事と企業債元金返還金でございます。

次に損益計算では、税抜き総収入 1 億 5,088 万 8,384 円に対して、総費用は 2 億 47 万 3,759 円で、当年度純損失 4,958 万 5,375 円となり、前年繰越欠損金 2 億 3,238 万 5,916 円と合わせて 2 億 8,197 万 1,291 円が当年度未処理欠損金となり、欠損金処理計算書案で翌年度繰越欠損金として予定をいたしております。

なお、詳細につきましては、損益計算書、余剰金計算書、欠損金処理計算書案、貸借対照表、その他付属書類を添付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、認定第 1 号から認定第 15 号まで 15 件、一括して決算の概要をご説明をさせていただきます。また委員会等十分にご審議いただきまして、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 認定第 1 号ないし認定第 15 号提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、認定第 1 号ないし認定第 15 号につきましては、決算認定に関する議題であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号ないし認定第15号につきましては、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。  
ここで暫く休憩します。

午後00時20分 休憩

午後00時21分 再開

議長（西岡 正君） 再開いたします。

### 日程第38. 監査報告について

議長（西岡 正君） 続いて、38に入ります。監査報告についてであります。  
提案をされている認定第1号ないし認定第15号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。  
代表監査委員 野村 靄君。

〔代表監査委員 野村 靄君 登壇〕

代表監査委員（野村 靄君） 皆さん、お昼も済みました。今しばらく時間をいただきましてご報告します。

監査報告に当たり一言ごあいさつを申し上げます。暑さ厳しい折、議員各位におかれましては、本町発展のためご尽力いただいておりますことを、本席より厚くお礼を申し上げます。

平成19年度決算監査についてでございますが、平成20年8月5日から8日までの4日間、町長から提出された決算報告について監査を実施しましたので、ここに監査委員を代表して報告をいたします。

それでは、一般会計、特別会計等についての監査報告をいたします。審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書それと同実質収支に関する調書、主なる施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれ関係法令に準拠して調整されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きにより実施いたしました。

また、例月監査等も参考にして審査を実施いたしました。

審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定されたように作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証拠書類と符合し、計数的に正確であると認められました。

各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿と証書類と符合し、計数的に正確であると認められました。

各会計の決算内容及び予算執行状況等については、適正であると認められました。決算の概要等につきましては、審査の内容は意見書の19ページに審査のまとめとして記述しておりますが、賦課徴収関係では、町税（国保・介護保険料）等の確保にあたっては、公平な徴収対策会議による徴収対策、インターネット公売や地方税法などに

基づく徴収対策を強化した結果、合併後の収納率、徴収額に示され、徴収事務に携わる職員の努力の成果であり、今後においても、町民に対して納税義務などの理解を得ながら、税負担の公正公平性を啓蒙し、引き続き徴収率の向上に尽力されたい。

次に、地域づくり事業関係では、よりよい佐用町を目指し、13協議会が地域の特性を生かした特色ある活動はいうまでもなく、地域住民の総意による安全安心なまちづくり、協議会活動が支援できる行政組織体制の確立や限界集落等に対しても自治会機能を有するうちに、より一層の行政支援に努められたい。

次、地域公共交通関係でございますが、山村、辺地においては、住民の交通対策は生活環境を維持する上で重要な問題であるが、費用効果を含め、地域住民、学童生徒が気軽に利用可能な、効率的な公共交通体系を目指して努力されたい。

次、笹ヶ丘荘関係でございます。佐用町の公営宿泊施設として、町民に広く親しまれる憩いの場並びに観光客の長期滞在型宿泊施設として周辺観光施設などの利用により、施設運営の健全化に努められたい。また指定管理者制度の活用も、今後の検討課題であります。

次、ひまわり祭り関係では、合併後、佐用町の一大イベントに定着しつつあり、ひまわり祭りの発展充実に努力されたい。

次、使用料関係で、意見書の12ページに述べておりますが、公正公平な徴収対策会議や町税の滞納取り組みと連携し、町営住宅、上下水道使用料並びに住宅改修資金等は更なる改善が求められます。担当課においては、滞納整理に努力されたい。水道使用料の不納欠損処理においては、関係法令を遵守した適切な事務処理に改善されたい。下水道使用料にあっては、滞納整理事務や滞納事由を調査し、課員一丸となり努力されたい。児童福祉施設費負担金（保育料）においては、年度末において収入未済額が発生することがないように、担当課は言うまでもなく、保育園と連携しながら納付対策に努力されたい。特に保育料を滞納したまま卒園されたケースがございます。十分保護者と納付相談を行い、卒園時までに完納できるよう保育園と連携し、納付対策を強化されたい。使用料などの、公平な負担のもとに徹底した徴収に努力をされたい。また、滞納原因を個々に分析分類することは、事務的に大きな負担であります。個々の内容を十分把握し、債権保全に努められたい。

最後に審査のまとめとして、意見書の19ページにも挙げておりますが、平成19年度予算の執行に当たっては、国の三位一体改革による国庫補助金改革、国からの地方への税源移譲、地方交付税の抑制を踏まえて、町税の伸び悩みを見せる中、地方交付税や国庫補助金の削減など今後歳入全体の伸びが期待できないことからより厳しい財政運営が求められます。このような状況の中、少子高齢化や地方分権改革の進展等踏まえ、佐用町の課題に対応しつつ行政サービスを維持向上させるため、新町まちづくり事業を着実に進めることが今後の課題であります。また平成19年度からは財政健全化法の成立など新しい地方財政制度も動き出しております。地方自治体の自主性、自己責任の強化とわかりやすい財政情報の開示が求められております。町財政健全化のため、可能な限り財源確保に努め、行政改革プランの進捗状況の検証を行い、必要に応じてプランを見直し、新たな改革手法も加えて行政改革を確実に実行することが肝要であります。

また、合併のスケールメリットを早期に発揮し、住民と行政との協働による自立したまちづくりを基本に、合併支援事業、過疎事業など財政支援事業を活用しながら、目的に沿った事業の優先順位を決定することにより、将来にわたって持続可能な財政運営を図られるよう切望するものであります。

以上をもちまして、簡単でございますが、監査意見といたします。

- 
- 日程第 39 . 同意第 4 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 日程第 40 . 同意第 5 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 日程第 41 . 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 日程第 42 . 同意第 7 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 39 に入ります。

日程 39 ないし日程 42 については一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

同意第 4 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて。

同意第 5 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて。

同意第 6 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて。

同意第 7 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程いただきました同意第 4 号から第 7 号までの、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

同意第 4、5 号につきましては、現在固定資産評価審査委員会委員としてお願いをしております、高下正尋氏、釜内宏氏の任期が本年 12 月 1 日をもって満了となるため、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また議案第 6、7 号につきましては、現在固定資産評価審査委員会委員としてお願いをしております、蔭山剛明氏、船曳孝行氏の任期が本年 12 月 1 日をもって満了となるため、新しく固定資産評価審査委員会委員として山下俊博氏、春國靖夫氏を選任いたしたく地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、ご説明させていただきましたが、ご同意を賜りますようお願いを申しあげ、提案の説明といたします。お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔井上君「異議あり」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） ちょっと、お聞きしたいことが、2, 3点あるんですけども、固定資産の評価審査委員会委員という、その役ですね。これは不服申し立てがあった場合に、そこで審査するというふうに聞いておるわけなんですけれども、現実には、どのくらいな不服申し立てがあるかということとですね、4名という人数になっておるわけなんですけれども、これ3名以上というように町税法の中に423条ですか、中にあるわけなんですけれども、3名にせず4名にしたというね、この人数についてもお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 件数につきましては、合併後1件だけでした。

それから、4名にした理由につきましては、多分、合併の時に旧町から、こういう固定資産の委員さんがおられました。その中で、合併後どうするかということで各町1名ずつを出して、もし案件があがって来た場合には、当該旧当該町の委員さんには外れていただいて3名の合議によって決すると、そういうふう聞いております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） それと、土地や家屋や、これ償却資産、固定資産ですから、償却資産になるわけなんですけれども、どんなんですか、この一番最後のですね、人事案件なんで、どうかということでないんですけど、ちょっとお聞きしたいんですけども、まあ、春国靖夫さんの場合は、建物取引主任者という資格を持っておられるんですけども、資格がある人を選んだ方がいいということではないんです。そこらどうですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今回の場合は、4名が任期切れという中で、いっぺんに同時に4名の方を変えるわけにはいきません。ということで、2名の方に残っていただいて、たまたま、旧上月の方は、ちょっと体調不良。それから三日月の方につきましては、合併前から委員をされており、その時点で次の時には、交代していただきたいと、そういうような意向があったという中で、三日月、誰か適任者がいないかということで協議をさせていただきました、春国さんをお願いしたいということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

8 番（井上洋文君） はい、よろしい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは本案に対する討論を省略し、これより同意第 4 号から順次、採決を続けて行いますのでよろしく願いをいたします。

同意第 4 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

同意第 5 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

同意第 6 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

同意第 7 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第 43 . 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 日程第 43、お手元に配付をいたしておりますように、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りします。平成 19 年度各会計の決算審査のため、別紙のとおり平成 19 年度佐用町一般会計、12 特別会計及び 2 事業会計の審査のため、全員による決算審査特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定されました。

---

#### 日程第 44 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 44 に入ります。  
特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。  
議員協議会において協議がされ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。  
佐用町議会決算特別委員会委員長に森本和生君。副委員長に笹田鈴香君。以上の両君が決算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。  
資料配布のため暫く休憩します。

午後 0 0 時 4 1 分 休憩

---

午後 0 0 時 4 3 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

---

#### 日程第 45 . 委員会付託について

議長（西岡 正君） 日程第 45 に移ります。  
日程第 45 は、委員会付託についてであります。  
お諮りいたします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。  
お諮りいたします。明 9 月 10 日から 9 月 17 日まで本会議を休会いたしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。  
次の本会議は、来る 9 月 18 日午前 9 時 30 分より再開し、条例及び補正案件などの議事を予定いたしております。  
それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後 0 0 時 4 4 分 散会

---

